

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令24号) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペラウイ	カムズ国際空港航空航法システム改修計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	カムズ国際空港航空航法システム改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	778,000千円 H26.7.31まで	H23.1.26 リロング クエで (同日)	日本側 寒川富士夫在ペラウイ大使 ペラウイ側 寒川大臣 ト財務大臣	H23.2.8 31号
ペラウイ	地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	地下水開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	426,000千円 H26.12.31まで	H23.1.26 リロング クエで (同日)	日本側 寒川富士夫在ペラウイ大使 ペラウイ側 ケン・カン ト財務大臣	H23.2.8 32号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。